

令和元年度（平成 31 年度）

長泉町教育委員会
自己点検・評価報告書



令和2年9月



長泉町教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（設 置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組 織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

はじめに

平成から令和へと時代は移り代わる中、令和元年度（平成31年度）は長泉町教育大綱の目標に掲げている「夢や目標の実現に向けて『志を抱く人』づくり」の実現のため、活動を進めてまいりました。

今回の評価も、長泉町教育委員会事務の管理及び執行状況について行いました。評価を重ねていく中で、点検や評価内容を見直し、町民の皆様がより理解しやすい内容になるようにしております。

前年度の評価で高い項目はその状態を維持しつつ、達成度を高めることができた項目の改善に努めてきましたが、達成度を高められなかつた項目について、今後の課題として引き続き改善に取り組んでいきます。

今後も、新たな取り組みの模索、各種事業の見直しや自らの活動を点検評価することで、活動をより充実させていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響、GIGAスクール構想の推進など、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、様々な教育施策を積極的に行い、この評価を通じていただきましたご意見、ご提言を今後の教育行政に反映させ、更なる飛躍を図ってまいります。

最後に、本報告書の作成にあたり、昨年に引き続き、三浦靖幸様には御多用中にもかかわらず、豊富な知識と見識に基づく、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後とも、より一層の御支援と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月

長泉町教育委員会

教育長 石井 宣明

目 次

1 教育委員会の点検・評価制度について	1
(1) 経緯	
(2) 目的	
(3) 対象事業の考え方	
(4) 点検・評価結果の構成	
(5) 学識経験者の知見の活用	
(6) 公表	
(7) 点検・評価の経過	
2 令和元年度長泉町教育委員会グランドデザイン	4
3 令和元年度（平成31年度）長泉町教育委員会の自己点検・評価シート…	5
4 学識経験者による意見	11
参考 長泉町教育委員会組織	18

1 教育委員会の点検・評価制度について

(1) 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）が改正され、平成20年4月1日から施行されました。

法の改正目的の一つとして、「教育委員会の責任体制の明確化」があげられており、同法第26条の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

(2) 目的

教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定による執行機関として、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当するもので、全ての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール^{注1)}し、中立的な意思・決定を行うものとされています。

今回の自己点検・評価は、法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

注1：レイマンとは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、「教育の」専門家ではないという意味で用いられるもので、教育委員会では、教育行政や学校運営が、教員など「教育の」専門家だけの判断で偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度です。

(3) 対象事業の考え方

自己点検・評価は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導であることや社会教育に関することなど、法第21条でうたう「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む当教育委員会が所管する全ての事

務とします。

ただし、スポーツに関する事務については、長泉町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、平成25年度から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

(4) 点検・評価結果の構成

点検・評価結果については、「長泉町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています。

大項目1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に6つの中項目に分け、点検事項として小項目を設けました。

この大項目内については、「評価」というより「点検」といった性格が強く、実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育長に対する事務委任規則（昭和31年長泉町教育委員会規則第2号）の定めるところにより、教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が合議によって定め、実施する事項について教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、13の中項目に分けて構成しました。

この大項目内の各項目については、各事業実施年度において、教育委員会が計画し実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものであり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。

その結果、「令和元年度（平成31年度）は、該当する案件がなかった」という表現の点検結果となる項目が生じると同時に、これらの項目については、実現度・重要度の視覚的表現部については適正な表示ができないことから空欄としました。

大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から上述した大項目1、2を除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとしましたが、こ

の部分については、町全体で既に取り組んでいる事務事業評価の考え方を踏まえ、教育方針に掲げた主要施策6項目を基本方針とし、基本方針に基づく施策ごとに点検及び評価を行いました。

(5) 学識経験者の知見の活用

法第26条第2項の規定による学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価の結果について、広い観点からの意見を求めるものとし、学校教育・社会教育の両面にわたって携わっている、識見の高い方から個別にご意見をお聴きしました。

様々なご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方のお名前は、次のとおりです。

(敬称略)

氏 名	所 属 等
三浦 靖幸	元静岡県教育委員会社会教育課長

(6) 公表

自己点検・評価結果の公表については、法第26条においてその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないものとされており、町教育委員会の承認を経て議会に報告します。

また、自己点検・評価にあたりホームページの活用が今後の課題とされていることから、結果についてホームページでも公表します。

(7) 点検・評価の経過

年 月	会議等	内 容
令和2年5月		各課・所等へ点検・評価依頼
令和2年7月	定例教育委員会	点検・評価結果審議
令和2年8月		学識経験者へ令和元年度の取り組み説明
	定例教育委員会	点検・評価結果承認
令和2年9月		町議会に報告書を配布
		町ホームページで結果を公表

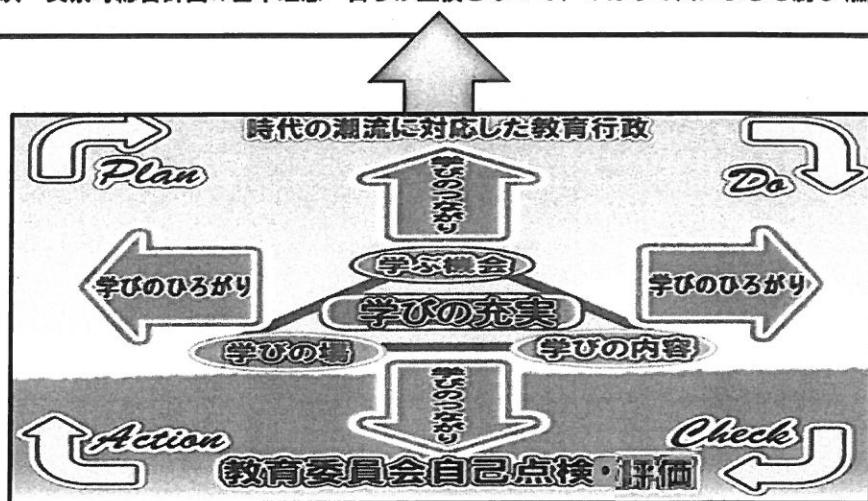


令和元年度 長泉町教育委員会 教育の基本方針

「豊かな心と生きがいを育むまち」の実現

【キーワード】
「行きたい学校」「住みたい町」「帰りたい家」

第4次 長泉町総合計画の基本理念「自らが主役となって、みんなで共にまちを創る(協働する)」



□『基礎を培う』幼稚園・保育園・認定こども園

- ・体験活動の推進
- ・読書活動の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・安全防災教育の充実
- ・幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の連携

□すこやかな子育て支援

- ・きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援
- ・地域の子育て力の強化
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・働きながら子育てる家庭への支援
- ・待機児童解消に向けた取組

□「多彩な資質や能力を引き出す」小学校、「主体性や豊かな創造性を伸ばす」中学校

- ・きめ細やかな教育の推進
- ・教育環境の整備
- ・魅力ある授業づくりの推進
- ・心の教育の推進
- ・体育・健康に関する指導の推進
- ・安全教育の推進
- ・環境教育の推進
- ・地域とともにある学校づくりの推進

重点施策

□社会教育

- ・生涯学習
- ・青少年の健全育成
- ・家庭教育の充実
- ・男女共同参画
- ・文化財の保護・保存
- ・コミュニティーセンター運営管理
- ・文化振興
- ・文化センター運営管理
- ・町民図書館運営管理

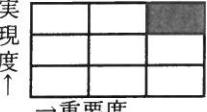
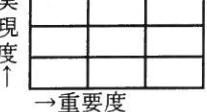
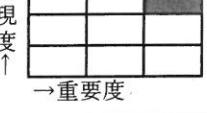
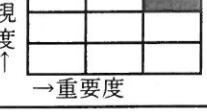
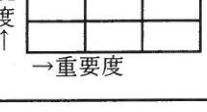
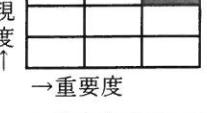
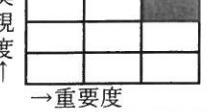
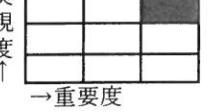
□社会の変化に対応した教育行政

- ・教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化
- ・国・県の教育振興基本計画に即した事業の推進
- ・教育委員会自己点検・評価の充実と推進

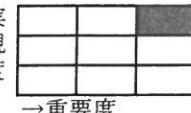
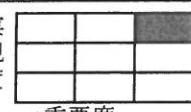
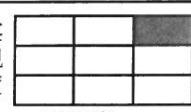
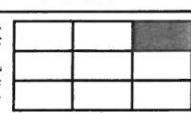
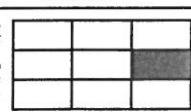
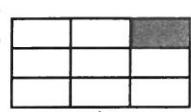
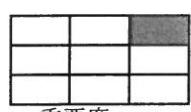
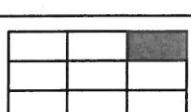
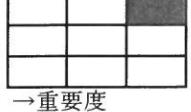
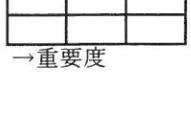
□学校給食

- ・健康教育や食育の充実
- ・安全でおいしい給食の提供

<p>令和元年度（平成31年度）</p> <p>長泉町教育委員会の 自己点検・評価シート</p>			<p>◎3段階評価とし、以下の達成状況に より評価しています。</p> <table border="1"> <tr><td>A</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>○実現度A：達成またはほぼ達成している（概ね80%以上） 実現度B：概ね達成している（40%～80%未満） 実現度C：達成していない（概ね40%未満）</p> <p>○重要度も上記に準じて評価し、該当するマスを 塗りつぶしています。</p>	A			B			C	B	A						
A																		
B																		
C	B	A																
大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)															
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定する機関であり、令和元年度（平成31年度）は、定例会を毎月1回開催した。この中で、発言数は前年度に比べて増加し、委員会内では、より深い議論がなされ、教育行政の牽引的な役割を担っている。</p>	実現度↑														
実現度↑																		
②教育委員会会議の□運営上の工夫	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>限られた時間の中で教育行政全般について審議していく必要があり、円滑な議事進行に配慮することや運営上の工夫が求められる。そこで、議論を深めるため資料の事前配布や全委員が出席できるよう開催日の調整、議案に合わせた会場設定などに配慮をしている。</p>	実現度↑																
実現度↑																		
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の□傍聴者の状況	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>開かれた教育委員会のためにも会議の積極的な公開も必要であり、委員会開催日を告示し周知したが、令和元年度（平成31年度）は傍聴者がいなかった。</p>	実現度↑															
実現度↑																		
②議事録等の公開、□広報・公聴活動の状況	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>開かれた教育委員会のためにも議事録等の積極的な公開や広報活動も必要であり、議事録の閲覧（公開請求）制度を設けているが利用が無いため、会議の概要を町ホームページ上で公表し、教育委員会の活動・役割を理解してもらうよう取り組んでいる。</p>	実現度↑																
実現度↑																		
(3) 教育委員会と事務局との連携	教育委員会と事務局との連携	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>教育行政を推進する上で教育委員会と事務局との連携は必要であり、定例会前に教育長との打合せを行うことで、連携強化に努めている。</p>	実現度↑															
実現度↑																		
(4) 教育委員会と町長部局との連携	教育委員会と町長部局との連携	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>教育委員会は首長から独立した行政機関であるが、教育行政を推進する上で町長部局との連携は必要である。令和元年度（平成31年度）は、教育委員会から新しい施策の提案や予算計上など積極的に町長部局との連携を図り教育施策の推進を図った。条例制定・改廃6件、要綱・要領の制定・改廃7件について遅滞なく処理した。</p>	実現度↑															
実現度↑																		
(5) 教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p>	実現度↑															教育行政が抱える課題に対し、教育委員一人ひとりが中立的な意思・決定を行うために自己研鑽を積む意義は大きなものがあり、研修は有益な手段であることから、予算の範囲内で計画された研修には全て参加できるように努めてきた。
実現度↑																		
(6) 幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備	①幼・保・こ・小・中学校訪問	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>教育の充実を図る中で幼・保・こ・小・中学校の現場を知るための訪問は必要性が高いものがあり、入学式、卒業式、運動会などの園・学校行事の他、静東教育事務所地域支援課による指導訪問や、長泉町教育委員会指定校研究発表会の機会を活用し訪問した。</p>	実現度↑															
実現度↑																		
②所管施設の訪問	<table border="1"> <tr><td>実現度↑</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>上記以外の所管施設は、成人を対象とした活動拠点であり、生涯学習を推進する中で施設のあり方を考えいくことが必要となることから、各施設の活動内容を把握するための手段として施設訪問は重要となる。学校給食センターを会場に教育委員会を開催し、訪問した。</p>	実現度↑																
実現度↑																		

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
			(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑  →重要度	教育行政を推進するにあたり、目指すべき方向を示す教育方針を策定していくことは、教育委員会としての責務であり、新年度の前に教育委員会の主要施策と教育方針を教育委員会に諮り決定している。	
	(2) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑  →重要度	教育委員会は、首長から独立した行政機関であり、教育委員会としての規則の制定・改廃は重要事項となる。令和元年度（平成31年度）は、規則制定0件、改廃2件、要綱・規程等の新設0件、改廃4件について、いずれも遅滞なく処理をすることができた。条例の制定、改廃はなかった。	
	(3) 教育委員会に所管する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	実現度↑  →重要度	教育委員会が所管する施設を含む公の施設については設置条例を設けることとされており、制定、改廃などは重要事項となる。	
	(4) 町職員の任免を行うこと	実現度↑  →重要度	児童福祉・教育行政推進のためには人材の確保が必要であり、きめ細かな取り組みをしていくために多くの支援員等を教育委員会独自で採用している。令和元年度（平成31年度）は、学校事務、学校用務員、小・中学校支援員、学校図書館補助司書、保育士、教諭等の職種で145名の職員を採用した。	
	(5) 県費負担教職員の任免その他の人事について内申すること	実現度↑  →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員の任免その他の人事に関することは教育委員会として重要事項であり、令和元年度（平成31年度）は、上位機関である県教育委員会に対し101件の内申をしてきたが、いずれも遅滞なく行うことで、適切な人事管理をすることができた。	
	(6) 県費負担教職員の服務の監督に関すること	実現度↑  →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員の服務の監督に関することは教育委員会として重要事項であり、年度当初に各学校長より教職員へ服務についての指導を行っている。また静東教育事務所の人事担当参事による人事管理訪問の際にも指導を受ける機会を設けている。	
	(7) 学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱すること	実現度↑  →重要度	学校教育及び社会教育の推進役となる各種委員の任命委嘱などの人事に関することは教育委員会として重要事項であり、令和元年度（平成31年度）は、欠員も生じることなく136名の委員を遅滞なく委嘱した。	
	(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること	実現度↑  →重要度	首長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関する議決事項について教育委員会の意見を聞くこととされており、令和元年度（平成31年度）は、補正予算を4回を遅滞なく教育委員会に上程し、その後に議会において原案どおり可決することができた。条例改正等の議決が必要となる議案はなかった。	
	(9) 教科用図書の採択を行うこと	実現度↑  →重要度	令和元年度（平成31年度）は、小学校の教科用図書の採択が行われた。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にして対応した。 【次回採択年度】 ・中学校 令和2年度	
	(10) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること	実現度↑  →重要度	学校教育の担い手である教職員に対する研修の機会を確保していくことは、教育委員会の役割として重要なものがあり、教育関係者に対し町教育委員会主催で各種研修を実施することで職員の資質向上に努めた。 ・初任研：3回6人参加 ・2年研：2回5人参加 ・中堅研：2回7人参加 ・特別支援教育研修会(事例研究)：6回	

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
			(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(11) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること		実現度  ↑ →重要度	令和元年度（平成31年度）は、該当する案件がなかった。
	(12) 指定文化財を指定し、又は解除すること		実現度  ↑ →重要度	令和元年度（平成31年度）は、該当する案件がなかった。
	(13) 定住促進に関すること		実現度  ↑ →重要度	令和元年度（平成31年度）までに、長泉未来人定住応援事業奨励金の対象はいなかったが、令和元年度（平成31年度）100人のエントリーと17人の本登録があった。また、町内から遠距離の大学等に通学する学生に新幹線通学支援補助金を交付した。

大項目	基本方針	施策	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	『基礎を培う』幼稚園・保育園・認定こども園 『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』及び『幼保連携認定こども園教育・保育要領』の徹底を図り、一人一人の個性を尊重し、よさが生きる教育・保育を目指します。	①体験活動の推進 ～協同する体験、規範意識の芽生えの育成/野菜栽培体験、食育活動の充実、地域との交流、親子で一緒に楽しめる体験活動の推進～	実現度↑ →重要度 	幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂を受け、園児の発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探究心を養うとともに、規範意識の芽生えを培う場として重要である。各園での野菜の栽培、保育の中での体験活動や行事への親子参加など、各園で工夫した取り組みを行っている。
		②読書活動の推進 ～絵本・紙芝居・童話等の読み聞かせの充実/家庭での読み聞かせの推進と実践を促進～	実現度↑ →重要度 	読書活動を通じ豊かな感性を養うとともに、伝える喜びや文字に対する興味や関心を持つ機会を身につける場として幼児期の読書活動は必要不可欠なものである。各園での取り組みを大切にするとともに家庭との連携にも力を入れた取り組みを行っている。
		③特別支援教育の推進 ～教育相談活動・園内研修の充実、個に応じたきめ細かい指導、就学に向けた支援、保護者との緊密な連携と交流～	実現度↑ →重要度 	障がいを有する子どもへの関わりは、幼児期から一貫した支援が必要であり、保護者との信頼関係の上に成り立つものであることから、特別支援教育専門員を中心に支援に直接携わる支援員と連携し支援方策を検討するとともに、家庭での支援を推進することで、就学に向けた円滑な取り組みを進めている。
		④安全防災教育の充実 ～不審者対応訓練、避難訓練、交通安全教育等の充実～	実現度↑ →重要度 	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取り組みとして園だけでなく、地域や家庭と連携した取り組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要であることから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。
		⑤幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の連携 ～就学前児童の学校体験/交流研修の充実、地域の人材を活用する計画の立案/幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の行事等の積極的交流～	実現度↑ →重要度 	子育て施策を担う幼保この役割を踏まえた中で、職員一人ひとりが幼保こにおける園生活について理解を深めることが、「小学校との円滑な接続」の推進力になるとともに、行事等を通じた幼保こ・小の交流が小学校に入学してからの児童の落ち着いた学校生活、保護者の安心感に繋がっている。また、幼保こ・小交流連絡会を開催し、情報交換を積極的に行っていく必要がある。令和元年度は小学校生活へのスムーズな移行ができるよう幼児教育カリキュラムを作成した。
	（2）『多彩な資質・能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。	①きめ細かな教育の推進、教育環境の整備 ～教職員研修の充実/特別支援教育、特別支援学級の支援の充実/通級指導教室の充実/小学校1・2年生支援事業及び少人數指導事業の実施/多様な人材を活用した学習支援～	実現度↑ →重要度 	義務教育期は、今後の社会生活を送る中で必要となる基本的な知識・技能を身に付ける場であり、個に応じたきめ細かな教育の推進は必要不可欠なものである。そこで、新学習指導要領の実施に伴い、子どもや保護者の期待に応えるためにも教員一人ひとりが「力のある先生=頼もしい先生」になるよう育成しており、信頼できる学校運営に努めている。北小学校通級指導教室では、児童22名の支援を行った。
		②魅力ある授業づくりの推進 ～学習指導要領の趣旨を踏まえた研修の充実/学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」や主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点/学習指導要領の目標や内容を的確に押さえた確かな学力を検証するための調査の実施と授業の充実/主体的に学ぶ学習習慣の確立・基礎学力の定着・活用力の育成/全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の育成/体験的・問題解決的な学習・知識・技能を活用する学習の推進/授業指向向上に向けた教職員研修の充実・子ども同士の関わり合いを大切にした授業づくりの推進/国際理解・英語教育・外国語活動の充実(ALTの全校配置と有効活用)/小学校1・2年生の書道授業の実施/キャリア教育の推進による望ましい勤労観・高い志をもつ職業観の育成/理科支援事業の実施/ICT教育の推進(電子黒板・タブレット等の活用)/教員の多忙化解消对策(教員事務補助員の配置)～	実現度↑ →重要度 	学びの土台となる基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育むため、魅力ある授業づくりの一環として、体験的な学習活動の機会を増やし、児童生徒の興味・関心を引き出す学習の工夫に努めている。また、書道教育特区の取り組みを書道科として引き継ぐことで、学習環境の整備にも力を注いでいる。さらに、小学校各校に80台ずつタブレット端末を新たに整備し、ICT教育環境の充実を行っている。
		③心の教育の推進 ～道徳的実践力を高め、尊厳感情を育成する人権教育の推進/豊かな心を育てる読書指導、学校図書館の活用と活性化/不登校・いじめの早期発見及び早期対応のための相談体制の充実/いじめ防止のための基本方針と組織の活用/心の教室相談事業(町)の充実/スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーなど県事業の効果的な活用/ボランティア活動、自然や文化等の体験活動への積極的な参加/「富士山の日」の取組～	実現度↑ →重要度 	人間関係の希薄化が危惧される中で、情操教育や不登校いじめなど将来に禍根を残さない対応も必要であり、これらに対応するため町単独で心の教室相談員を中学校に配置し、生徒の相談や心理面での支援を行なっている。また学校図書館補助司書を配置し、豊かな心を育てる教育にも努めている。
		④体育・健康に関する指導の推進 ～健康教育の充実/基礎体力の向上を目的とした体力づくり運動やスポーツ活動の推進/食育の推進(栄養教諭を活用した栄養指導の充実)/健康の保持増進(町養護教員の配置)～	実現度↑ →重要度 	学齢期の児童・生徒にとって、健全な心身の発達のための学校保健は重要なものであり、各校養護教諭を中心とし児童・生徒への指導等は重要なものである。また、その他社会問題化する薬物乱用に対する教育の必要性は高いものがある。検診結果の事後フォローや保健室の有効活用を図っている。
		⑤安全教育の推進 ～子どもが危険から自分を守るために教育の充実/防災訓練の充実/スクールガードボランティアとの連携/緊急メールの活用/地域・PTAとの連携強化～	実現度↑ →重要度 	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取組みとして学校だけでなく、地域や家庭と連携した取組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要なことから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。
		⑥教育施設・設備の整備	実現度↑ →重要度 	南小学校トイレ改修工事においては、国庫交付金を受け、トイレの洋式化、乾式トイレへの改修等を進めた。トイレの洋式化及び乾式トイレにより、明るくきれいで清掃も容易になり、学校からの評価も高い。本工事により、北小学校トイレの洋式化率は72.0%ととなった。また、北小学校B棟校舎内装改修工事、北中学校南棟校舎外壁改修工事などのファシリティマネジメントに基づく工事についても予定どおり実施した。

大項目	基本方針	施策	点検・評価	
			(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 『多彩な資質や能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。	⑦環境教育の推進 ～資源を大切にする教育の推進/エコ活動への取組～	実現度↑ 	環境についての教育、特に資源を大切にすることの教育は、重要度の高い問題である。子どもたちの視点で実現できるエコ活動が大切である。 各学校に桜堤に設置されている小水力発電に関連するリーフレットを配布し、授業の補助資料として活用している。
		⑧「地域とともにある学校づくり」の推進 ～社会に開かれた教育課程の実現/学校運営協議会のモデル校における効果的な実践、及び、地域学校協働本事業との連携/学校評議員制度及び学校運営協議会制度による学校評議の充実と効果的な学校運営/地域への学校開放、外部人材の活用/地域の諸施設、団体等との交流/部活動指導の充実(外部指導者の積極的活用)/学校ホームページの充実～	実現度↑ 	子どもが抱える諸問題の背景や原因には、家庭や地域社会の変化があり、解決していくには、学校現場だけでなく家庭や地域との連携が必要である。そこで、地域に開かれた学校運営を目指し、学校評議員会の開催を始め、保護者や地域への学校評議を実施、公表するなどの取り組みを行っている。また、地域とともにある学校づくりを進めうえでの有効なツールとして期待されている学校運営協議会を、令和元年度から長泉中学校をモデル校として新たに設置した。
	(3) 学校給食 『食』を通じて『豊かな心を育む』学校給食を目指します。	①健康教育や食育の充実 ～学校給食を通じた栄養指導、生涯にわたる食生活の指導/地元生産者とのふれあい給食会を通じ、食物の大さや感謝の心を醸成/給食試食会を通じ、学校給食と家庭での食生活の連携～	実現度↑ 	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のためバランスのとれた栄養豊かな給食の提供により、健康の増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけることに努めた。また、地元の農畜産物を給食食材として提供する「長泉の日」を設け、地域の持つ食環境の素晴らしさを知り、郷土愛を育む機会づくりに努めた。
		②安全でおいしい給食の提供 ～衛生管理の徹底/安全で良質な食材の選択/地場産品をより多く活用した「長泉の日」の充実/多様な食品をバランスよく組み合わせた献立の工夫/食物アレルギー対応給食(除去食)の提供～	実現度↑ 	平成27年度から導入した調理・配膳業務の委託化に伴い、業者との連携を図り、業務状況の確認を確実に行なった結果、食中毒の集団発生はなかった。 また、食材の放射能測定を定期的に実施し、学校給食の信頼確保に努めた。さらに、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応として、アレルギー食材の除去食の提供を行い、安全でおいしい給食を提供することができた。
	(4) 健やかな子育て支援 子どもが輝き、子育てが楽しい、心触れ合うまちづくりを目指します。	①きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援 ～幼稚園・保育園・認定こども園での支援が必要な児童の受け入れの充実と集団保育の推進/放課後児童会における支援が必要な児童の受け入れによる生活指導/児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図る要保護児童対策地域協議会の活用～	実現度↑ 	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童会の指導員の適正配置に努めると同時に、各施設が役割を担って子どもへの指導支援に取り組んでいる。また、要保護児童対策地域協議会により、関係機関との連携を深め、児童虐待防止に努めた。
		②地域の子育て力の強化 ～親子・友達・園児との触れ合い、育児相談、子育てフェスティバルの開催/託児グループの育成や活用、子育て応援グループ(つくしの会)との連携/ファミリー・サポート・センター事業の充実/こども交流センターの充実～	実現度↑ 	保育園、幼稚園、こども園行事としての親子、友達との触れ合いをはじめ、特別支援員による児童相談やファミリー・サポート・センターの運営や子育てマイスター講習会など、子育て力の強化を推進した。また、子育て支援センターを子育て支援の拠点として、相談等各種事業を展開した。
		③子育て家庭への経済的支援 18歳年末までの医療費の完全無料化 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、実費徴収となった副食費について、第2子半額、第3子以降無料化を実施	実現度↑ 	子どもの疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせ疾患の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図った。 また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、実費徴収となった副食費について、第2子半額、第3子以降無料化を町独自の施策として行った。
		④働きながら子育てる家庭への支援 ～放課後児童会の円滑な運営～	実現度↑ 	放課後に保護者が家庭にいない小学校に在籍する児童を対象に、保護者に代わり生活指導を行い児童の健全な育成を図った。
		⑤待機児童解消に向けた取組(保育園・放課後児童会) ～幼稚園のこども園化の検討。官民連携による保育施設の拡充～	実現度↑ 	町立幼稚園の認定こども園化可能性調査を行い、令和3年度からの南幼稚園こども園化を決定した。小規模保育事業所3園の整備補助及び認可を行った。また、小規模保育事業施設整備費等補助金交付要綱の一部改正を行い、新設補助を追加した。
	(5) 社会教育 住民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを目指します。	①生涯学習 ～生涯学習推進計画の推進、第2次生涯学習推進計画(後期計画)の推進/生涯学習情報の提供、生涯学習により家庭教育によりの発行/住民ニーズに応えた学習機会の提供、長泉わくわく塾、くすのき学級、ふれあい出前講座、地域づくり活動事業の推進/地域の教育力向上、学校・家庭・地域が連携した学校・家庭・地域連携協力事業(放課後こども教室、学校支援地本部)の充実、通学合宿事業(わんぱく通学合宿)の推進/生涯学習の充実のための人材活用、人材リスト「いちばん星みつけた」の更新、地域人材の発掘・活用～	実現度↑ 	豊かで生きがいのある生活を目指した生涯学習社会形成のため、学習機会の提供と学習指導者の活用を推進し、地域に対し学習成果の還元を図るために、「長泉わくわく塾」を開設している。近年は講座数、受講者数共に減少傾向であり、運営委員会において講座内容の充実と受講機会の拡大の対策を検討し、生涯学習活動のきっかけづくりの推進を図っている。
		②青少年の健全育成 ～家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成事業の充実と育成団体の活動支援、子ども会・青少年団体への支援、少年の生長大会・青少年問題協議会の開催/青年講座(松島町・西伊豆町体験アート)の実施/成人式の充実/子どもの墓地所づくりの推進/放課後こども教室(ひのひのスマイル)(再掲)、通学合宿事業(わんぱく通学合宿)(再掲)、少年少女サークル(はぴはぴサークル)、子ども体験講座の実施/科学体験教室の実施/青少年相談事業(ひまわり相談室)の充実/補導活動の充実を図ることに、非行防止意識の普及・啓発・体制の確立、青少年補導員協議会の充実/青少年を守る店・登録制度の啓発・声掛け運動の推進～	実現度↑ 	青少年の健全育成に向けた取り組みとして、「少年の主張大会」や「善行模範者表彰」を実施するとともに、青少年教育各種講座を開催した。 また、補導員による巡回や、県が推進する声掛け運動を奨励し、青少年の非行防止に努めている。 併せて、いじめ、不登校、子育ての問題など、青少年や保護者の相談に応じて助言、支援を行い、相談解決のために関係機関との連携を図っている。
		③家庭教育の充実 ～「長泉町家庭教育の日」の推進・啓発/家庭教育支援員を活用した家庭教育学級の充実/子育て学習講座の実施/基本的生活習慣の啓発～	実現度↑ 	家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心を身につけられるよう、また親同士のコミュニケーションを高め、社会全体で家庭教育の充実に取り組んでいくための各種講座を開催し、家庭教育の推進に向けた周知を図っている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)									
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(5) 社会教育 住民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりの満ちあふれたまちづくりを目指します。	④男女共同参画 ～第2次男女共同参画プラン（後期計画）の推進/男女共同参画啓発講演会「つどい長泉」の開催/男女共同参画指導者研修補助/情報紙「咲くつ」の発行/男（ひと）と女（ひと）のチャレンジらる講座、ながいすみセミナー、地域セミナーの充実と活用～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>第2次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け男女の意識改革を行うことが必要であり、啓発のための講演会や情報誌の発行、地域での自主的な活動の促進等、各種事業を進めている。</p>	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
⑤文化財の保護、保存 ～展示館を拠点とした文化財の保存復元及び展示の充実に努めることともに、体験学習の拡大を図り文化財に親しみやすい環境整備の実施/常設展示と企画展の開催/体験講座の開催と充実/文化財保護審議会の開催/町指定文化財維持管理補助事業、町指定文化財等の説明看板設置事業（修繕）、文化財収蔵事業（写真・古文書等の収録）の実施/町史（平成版）の編集・発行～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>町民の生涯学習活動のための情報発信拠点として、また町文化財保護活用の拠点として、文化財展示館の運営を行なはほか、企画展や常設展、体験講座など各種事業を行なっている。</p>	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
⑥コミュニティセンター運営管理 ～発表・鑑賞の場としての文化芸術活動の推進/計画的な設備改修と、利用しやすい環境整備～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>コミュニティセンターは、町主催事業や各種団体の会議及び研修会、講演会、文化的な活動・発表会などに利用されており、住民の生涯学習及び文化振興の拠点施設となっている。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
⑦文化振興 ～文化センターを拠点とした町の芸術・文化の向上・発展/質の高い芸術文化を鑑賞する機会と発表の場を提供、文化祭事業・美術展事業の充実、郷土芸能保存団体の活動支援～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>誰もが気軽に文化芸術に親しむ機会、及び発表する機会を提供し、町民の生涯学習と文化芸術意欲の向上を図るために、各種文化振興事業を実施している。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
⑧文化センター運営管理 ～指定管理者による効率的な管理と利用者サービスの向上～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>文化センターにおいては、質の高い芸術文化を鑑賞する場として、多くの町民に親しまれている。文化芸術の発信拠点等としての貸館業務をはじめ、指定管理者による自主事業は、町民をはじめ多くの来場者があり、文化芸術に触れる好機となった。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
⑨町民図書館運営管理 ～「人づくり」に応える情報拠点として資料の充実を図り、親しみやすい図書館、役立つ図書館、魅力ある図書館となる施策の推進/図書館の効率的な管理・運営と読書の推進、一般図書の購入、図書館講座の充実、県内公立図書館・大学図書館との図書の相互貸借、利用者の調査、研究、調べ学習の支援（レファレンスサービス）の充実/図書館システムの活用による業務の効率化及び住民サービスの向上/子ども読書活動の充実、第3次子ども読書活動推進計画の推進、児童図書の購入、講座・講演会、子ども読書感想文コンクール、おはなし会、読書フェアの開催/幼稚園・保育園・認定こども園・こども交流センター・放課後児童会・小中学校・地域文庫等への団体貸出し及び活動支援の充実～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>図書館は生涯学習活動の一翼を担う機関で、知的好奇心を探求する読書活動や情報拠点として位置づけられている。新たな資料の購入により、利用は拡大しており、特に子どもの読書活動推進に力を注ぎ、ボランティアを含めたさまざまな取組み等により児童書の利用が活発である。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
(6) 社会の変化に対応した教育行政 変化する社会情勢を的確に捉え、時代の潮流に対応した教育行政を推進します。	①教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>令和元年度（平成31年度）は、長泉町総合教育会議を2回開催し、長泉町教育大綱に基づいて、未来を生きる子供たちに身につけてほしい力について、災害から子供を守る取組についてなどを協議し、町長との連携を強化した。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
②国・県の教育振興基本計画に則した事業の推進 ～「有徳の人」づくりアクションプランに基づいた教育の推進/第4次長泉町総合計画による教育行政の推進～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>平成30年3月に発表された静岡県教育振興基本計画を上位目標に、教育方針を運動させ長泉町教育委員会として取り組んだ。各学校は、有徳の人の育成をめざし、「自立した人」「関わり合う人」「行動する人」の育成を目指して、家庭や地域と連携して教育活動を展開した。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										
③教育委員会自己点検・評価の充実と推進 ～前年度の評価結果を踏まえた新たな取組の推進/教育委員・事務局の研修の充実/情報発信の充実（ホームページ等）～	<p>実現度 ↑</p> <table border="1"> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> <tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr> </table> <p>→重要度</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況を自己点検・評価し、また、学識経験者による意見もいただき、議会への報告、町ホームページへの公表を行なっている。この自己点検・評価の結果を踏まえ、教育委員会の事務事業に取り組んだ。</p>	未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成		
未達成	未達成	達成										
未達成	未達成	未達成										
未達成	未達成	未達成										

4 学識経験者による意見

■全体的考察

令和元年度（平成31年度）の教育方針に則り、適切に点検項目が設定されて自己点検・評価がされている。多くの項目において重要度を「A」として、その重要性を真摯に受け止め、実現度もその多くが「A」となっており、その実現に向けた努力がうかがえる。

一方で、実現度が「B」以下となっている項目もいくつか見られた。手法の工夫などで実現度を引き上げられる項目もあるので、今まで以上に努力をしてほしい。また、新たな取り組みに関しては、常に検証を十分に行い改善につなげてほしい。

■大項目1 教育委員会の活動

(1)教育委員会の会議の運営改善について

定例会を毎月1回開催しており、発言数が前年度に比べて増加していることは、活発に議論されていることであり充実した会議であると評価することができる。資料の事前配布もぎりぎりでなく余裕をもつことが望ましい。また全委員が出席できる日の調整は大事なことであり引き続き努力していただきたい。

(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信について

この5年間、教育委員会会議の傍聴者はいない。町民が教育施策にある程度満足していることの現われともとれるが、教育に関心のある人が多いなかで、教育の効果が評価として表しにくいことが足を遠のかせている可能性もある。さらに緊張感をもって取り組んでもらいたい。広く町民に教育委員会会議の内容を知ってもらうために、告知方法等を工夫し、傍聴者が増えることを期待したい。

また、ホームページ上に公表し積極的に広報活動を行っていることは、委員会の活動や役割を町民に理解してもらううえでは有効であることから、たとえ今は利用者等がなくても、今後増えることも予想され重要なことである。

(3)教育委員会と事務局の連携について

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の成果、また、問題点や改善策の報告を受け、定例教育委員会で審議していくことは重要である。連携で大事なことは、事務局が教育委員にどれだけの施策の実施状況・課題等を理解させることができるかにかかっている。そして、互いに深く意見交換ができるれば、事務局から出された改善策がさらに良いものに生まれ変わる。教育委員と事務局職員が対等に意見を言い合えるような関係が、より深まりのある話し合いになると考えられる。

そのような中で、定例会前の事前打合せを毎回行っていることは評価でき、今後も引き続き事務局内で審議内容を充分に検討し、連携を図っていただきたい。

(4)教育委員会と町長部局との連携について

昨年と同様、町長部局の議案を遅滞なく処理できていることは評価できる。今後も、町長部局との情報共有に努め、適切な時期に議案が提案できるよう心がけてほしい。

また、社会の変化に対応した教育行政を推進する上で町長部局との関係は、連携から協働に発展していく方向に向かうことがより地域住民のためになる。これは地域課題を解決するには特に必要であると思われる。

(5)教育委員の自己研鑽について

教育委員自身が、社会の変化に対応し柔軟な考えを持つための自己研鑽は必須である。質の高い研修への参加は重要である。

教育長・教育委員が各種研修の重要性を認識し、積極的に参加できていることは評価できる。予算を有効に活用しながら、今後も積極的に研修会や会合等に参加していただきたい。また、事務局は先進的な資料による情報を提供し、自己研修できる環境を整えてほしい。近隣にも優れた取組事例があるので、研修する機会を是非設けていただきたい。

(6)幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備について

委員が園や学校を訪問して、現場の実情を把握することは大変意義深いことである。そのため、訪問の重要度を高く捉え、各種行事や儀式等への参加などを行っていることは評価できる。引き続き教育委員会主体の訪問を活発にし、日常生活の様子や児童生徒・教師の頑張っている姿、現場が抱えている問題などを生で感じ取ってもらうことを期待する。また、給食センター訪問を入れていることは評価できる。その他の所管施設の訪問についても、多くの回数は難しいかもしれないがぜひ実施して課題を把握していただきたい。

■大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

(1)学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めることについて

「令和元年度 長泉の教育」には町の教育方針が明確に示されていると共に、重点施策が簡潔かつ具体的に示されている。これらの内容は学校や社会の現状を反映し、今日の教育課題をしっかりと受け止めて策定されている。

今後とも、学校現場や保護者等を含む多くの町民の声が反映されるよう努力し、喫緊の課題、長期的な視点に立った施策の両面を計画的に実施されたい。それを受けて、教育委員会会議において活発な議論を期待する。

(4)町職員の任免を行うこと (5)県費負担教職員の任免その他の人事について内申することについて

児童福祉・教育行政推進のために、現場に適切な人材を過不足なく確保、配置することは一人ひとりの子どもが成長するうえで極めて大事な施策である。適切な人材確保・人事管理を遂行している。

そして、学校事務、小中学校支援員、図書館補助司書、保育士、教諭など、令和元

年度（平成31年度）は145名を採用している。特に、きめ細やかな個別指導、児童生徒の健康増進の保持のために、養護教員を小学校1名、中学校2名を町教育委員会で採用し、また、特別支援学級への補助員の増員、さらに教員の多忙化解消と教員の質の向上を図るため、教員事務補助員を町教育委員会独自に各学校1名ずつ配置している。

県費負担教職員についても101件の内申が遅滞なく行われている。任免数確保の充実は最も重要であるが、確かな人材を確保できているかどうかの検証を併せて行いたい。今後も、きめ細やかな教育の充実のために、現場の要望を聞きながら事務局側の指導助言を適切に行い、必要とされる人員の確保に努めていただきたい。

(7)学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱をすることについて

町教育委員会として学校教育及び社会教育の推進役を担う各種委員の任命及び委嘱は、教育の充実のために不可欠であることを踏まえ、重要度を捉えている。令和元年度（平成31年度）は、欠員なく136名の委員を委嘱できたことから、実現度の評価も適正であると判断できる。

さらに、教育委員会事務局と任命及び委嘱された者が、ともに高め合い満足できる役割を担っているかどうかを振り返ってみることが重要である。

また、委員会等が十分機能していくために、任命及び委嘱する委員が審議内容等の目的に適した立場にある人材配置であるかどうかについて見直すことも大切である。今後も、委員等の任命及び委嘱を適切に行い、委員会等の体制を確実なものにしていただきたい。

(9)教科用図書の採択を行うことについて

教科用図書採択の重要性を理解し、令和元年度（平成31年度）は、小学校の教科用図書の採択が行なわれ、駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にし、対応したことは評価できる。今後も教科書採択が続くことから、引き続き関係機関との連携を密に、適切な対応をしていただきたい。

(10)校長、教員その他の教育関係職員の研修を行うことについて

教職員に対する研修機会の確保は、教育の質及び教職員の資質向上という点で重要である。また、保護者や地域住民に対する信頼にもつながる。予算の確保も確実であり充実した研修が行われたことは評価できる。教育現場においては、雑務などの多忙化を改善し、教材研究や校内研修の時間を十分確保する必要がある。初任者研修3回、2年研修2回、中堅研修2回、特別支援教育研修6回の研修が、それぞれ行われた。教員個々に対して、丁寧な指導・助言をされ深まりのある研修にしてほしい。

■大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1)「基礎を培う」幼稚園・保育園・認定こども園について

発達年齢に応じた体験活動は好奇心や探求心を養うとともに規範意識を培うなど子どもの成長の基礎となり重要である。各園において積極的に実施できていることから評価できる。今後も従来の体験を継続するとともに新たな企画を取り入れてみること

も試みていただきたい。

幼児期の読書活動は豊かな感性を養う上で必要不可欠なものであり、すべての園で充実した取り組みを行っていることは評価できる。園と家庭が連携し合いさらに充実したものにしていただきたい。

特別支援を必要とする子どもへの関わりでは、幼児期から一貫した支援が必要であるという認識のもとに、各園のきめ細やかな対応が大変行き届いている。なお、一層努力をしていただきたい。

子どもの安全は直接命に繋がるという自覚のもとに、園・地域・家庭の連携した取り組みが行われていることは評価できる。

また、「小1プロブレム」など、「幼保こ」と小学校が円滑に接続することは重要である。そのために、「幼保こ園」間や小学校との交流事業を積極的に行っている点を評価したい。ただ、交流事業の回数が多い割に実現度が高くなないので、その原因と対策を検討する必要がある。

令和元年度（平成31年度）には、教育要領等に定められた「幼児期の終わりまでに育ってほしい（10の姿）」に基づいて、町内幼保こ園共通したカリキュラムを作成するなど、積極的に取り組んでいることは評価できる。引き続き、充実した事業に取り組んでいただきたい。

(2) 「多彩な資質や能力を引き出す」 小学校、「主体性・豊かな創造力を伸ばす」 中学校について

1, 2 年支援事業、少人数指導や通級指導教室などきめ細やかな教育の推進や教育環境の整備に努力していることや、力量のある信頼される先生の育成成果などが、学校評価による保護者の満足度 82.3%に繋がっている。昨年同様、依然として高い数値であるが、さらにも向上するよう今後も適切なサポートを継続し、一人でも多くの子どもが自立した社会生活を送れるようにしていただきたい。

基礎・基本の定着を図り、自ら学び考える力を持つための魅力ある授業づくりに努めていることや、書道・外国語活動・理科支援員の配置などに力を入れ、特色ある授業を展開していることは高く評価できる。

さらにグローバル化の進展に対応した教育の充実を図るために、令和元年度（平成31年度）に引き続き各学校 1 名ずつ A L T を配置したことは評価できる。

心の教室相談員が中学校に常駐されていることや学校補助司書が小中に配置されていることは、子どもたちの心の教育を大事にしている証であり、保護者の学校に対する信頼にもつながっていると言える。心の教室相談員においては、子どもと毎日関わっている担任との連携を密にしながらさらに充実させてほしい。

安全対策は問題が発生してからでは取り返しがつかないことがあるため重要である。地域社会と連携したスクールガードリーダーやスクールガードボランティアによる熱心な活動は評価できる。また、発達年齢に応じた安全教育などの取組みもきちんと行われている。

教育施設・設備の整備では、南小学校のトイレを改修し、便器の洋式化、床の乾式化したこと、また北小学校 B 棟校舎内装の改修、北中学校南棟の外壁改修など計画

的に進めたことは評価できる。

家庭・地域と学校の連携は学校を運営する上でますます重要になってきている。長泉中学校をモデル校とした学校運営協議会を他の小中にも広げ、学校の課題解決につなげたい。また、地域と学校が「めざす子ども像」を共有して、それにつながる具体的な取り組みを期待する。学校支援地域本部事業を活かした学校運営協議会にするためには生涯学習課と連携することが必要になる。

(3)学校給食について

バランスの取れた栄養豊かな給食の提供は、児童生徒の心身の健全な発達のために重要である。そのような中で、「長泉の日」による地場産品を多く使った給食提供は、地域の食環境の良さを知り郷土愛を育むことになる。栄養教諭等による給食指導や栄養指導を積極的に行っている点、除去食提供、食材の放射能測定の実施など、大変努力しており評価できる。今後も家庭や児童・生徒に「食育」の重要性を理解してもらうための取り組みを継続してほしい。

また、平成27年度から実施されている調理・配送・配膳業務の民間委託では、昨年と同様に、民間事業者の持つ専門性や柔軟性を生かした運営が行われ、安全な給食の提供ができている。引き続き委託業務体制のチェックを行い、更なる安全性の向上と安定した提供に努めてもらいたい。

(4)すこやかな子育て支援について

きめ細やかな取組みを必要とする状況が以前に比べ増しているなか、保育士、幼稚園教諭等の適正な人員配置に努力されていることや、要保護児童対策地域協議会を中心となり児童虐待防止に努めるなど行き届いた対応がされている。

子育て家庭への経済支援策として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、実費徴収となった副食費について、第2子半額、第3子以降無料化を町独自に実施し、負担軽減を図っている。医療費助成、第2子以降の負担軽減、町外の認可外保育施設利用者に対する助成など大変充実している。

また、地域の子育て力を強化するためにファミリー・サポート・センター事業の周知や子育てマイスター講習会を開催したことは評価できる。子育て支援の拠点である子育て支援センターで、相談など各種事業を展開していることも重要なことである。こども交流センターは運営を進める中で工夫を重ね、より魅力ある施設にしていただくよう引き続き努力していただきたい。

新たに、待機児童解消に向けた取り組みとして、町立幼稚園の認定こども園化調査を行い、南幼稚園の認定こども園化の決定、小規模保育事業所3園の整備補助及び認可を行ったことは評価に値する。

地域の子育て力を強化することは、「子育てしやすい長泉」の重要な要因になる。さらなる情報を提供して、地域の子育て支援を大事にしてほしい。子どもの数が減少している他市町と比べ、その数が横ばい傾向にある長泉町がきめ細やかな支援を大事にしていることは評価できる。

(5)社会教育について

生涯学習の推進において、学習機会の提供には住民のニーズに応じるものと地域課題解決をテーマにしたものの両者を考えていく必要がある。講座数や受講者数も評価の視点であるが、一歩進んで受講者が学んだことを地域に還元したり、他部局が行っている事業につながったりしているかどうかも含めて見てみる視点も大事になる。

地域住民同士の絆や地域の教育力を高めるために、地域独自で工夫された取り組みを行っていることを評価したい。さらに各地域で独自の活動が積極的に行われることを期待する。

青少年の健全育成では、青少年補導員による積極的な補導の実施や声掛け運動による非行防止対策の推進、また、ひまわり相談室による関係機関と連携した相談活動の実践など、いずれも事業効果を上げていることに評価したい。子どもの居場所づくりの推進として、放課後こども教室・ハピハピサークル、通学合宿は長年継続の実績があり、その中で工夫改善され行われていることは評価できる。今後多くの子どもたちに体験をさせたい。これらのこととは、青少年教育と同時に地域住民のつながりにもなっている。

子どもの基本的な生活習慣や倫理観・自立心を身につけるには家庭の教育力が基本である。講座を受講してほしい保護者がなかなか来ないというのがいつの時代でも悩みであるが、それを打開するにはどうしたらよいか。家庭教育を支援する施策や家庭の教育力を推進する取り組みなどは難しい事案であるが積極的に取組んでいただきたい。

第2次男女共同参画プラン（後期計画）に基づき、男女共同参画社会を形成するための意識啓発を図るには、新規の講座等の参加者を増やすことが重要になる。先進事例等を研究しながら少しでも住民の意識が変わっていくよう、引き続き努力してもらいたい。男女共同参画社会のあるべき姿の指標について検討してみる必要もある。

文化財の保護、保存については生涯学習活動の視点からも重要である。展示館の入館者数や体験講座の参加者数を今以上に増やすには、新たな企画や情報発信のさらなる工夫により努力していただきたい。

コミュニティセンターは、生涯学習振興の拠点として地域住民に定着してきており重要な役割を担っていることは評価できる。ますます親しまれるような施設でありたい。

文化芸術を創造し享受する拠点としての文化センターの運営は重要であり、参加者・利用者が多いことに努力の跡が見られる。今後とも幅広い層の住民に浸透できるような工夫をされたい。

図書館は生涯学習活動の重要な部分を担う機関であり、図書利用の効果は大きい。特に、子どもの読書推進は未来を担う期待される社会人になる可能性を持つ。貸出点数、利用者の実績は評価できる。利用者による聞き取り調査を行い、利用目的や効果などを推し量ることができれば、図書館としての役割の充実につなげていけるのではないかと思われる。

(6)社会の変化に対応した教育行政について

令和元年度（平成31年度）は、町長と教育委員会との連携の重要性を鑑み総合教育会議を2回実施した。社会の変化が著しい現在、町長部局との協働は今まで以上に必要性を増している。また、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、今後

も引き続き開催に向けた調整を進めてもらいたい。

国・県の教育振興基本計画を受け、長泉町の教育方針に基づき施策を積極的に実践することは重要である。各学校の児童・生徒による自己評価が高いことは十分に評価でき、さらなる前進を期待したい。

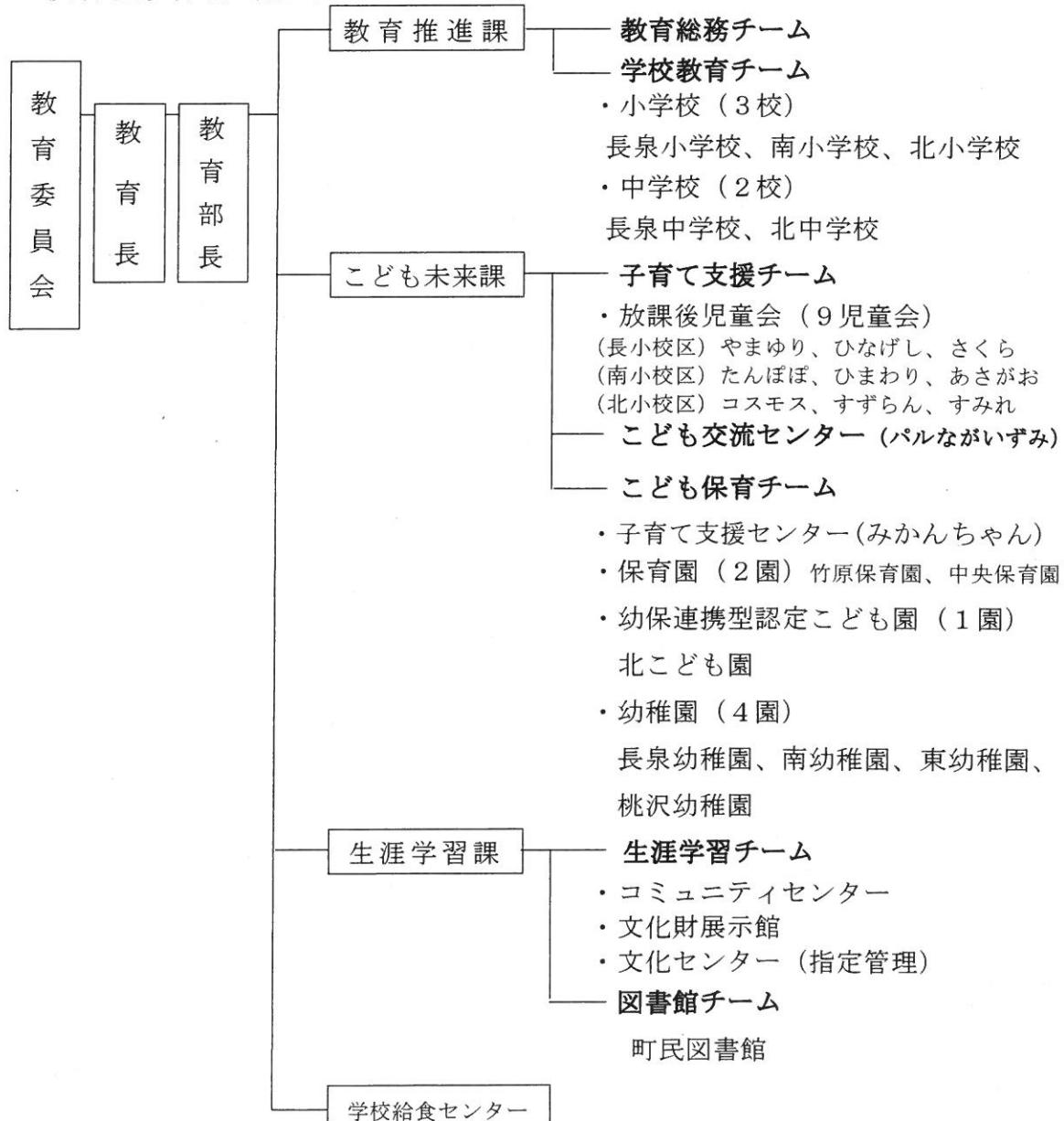
また、教育委員会自己点検・評価についての重要度は高い。施策に対して評価のポイントを変えてみることも大事なことと思われる。教育において、アウトカム指標による評価は難しいことが多いが検討の必要はあるかと思う。

【参考】長泉町教育委員会組織（令和2年9月1日現在）

I 教育委員

役職名	氏名	任期
教育長	石井宣明	平成29年11月1日～令和2年10月31日
教育長職務代理者	南條潤	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委員	杉村和義	平成29年11月2日～令和3年11月1日
委員	山本恵理子	平成28年10月1日～令和2年9月30日
委員	高橋奈緒美	令和元年10月1日～令和5年9月30日

II 教育委員会組織図



III 教育委員会事務分掌

1 教育推進課

- ・ 部門内の連絡調整に関すること。
- ・ 教育委員会の会議に関すること。
- ・ 総合教育会議及び教育大綱に関すること。
- ・ 教育委員会の規則及び規程等の制定又は改廃に関すること。
- ・ 公印の保管に関すること。
- ・ 事務局及び学校その他の教育機関の町費負担教員の人事に関すること。
- ・ 学校の設置及び廃止に関すること。
- ・ 小中学校の教育財産及び施設管理に関すること。
- ・ 教育統計に関すること。
- ・ 学校運営の指導に関すること。
- ・ 県費負担教職員の人事に関すること。
- ・ 学校の組織編成、教育課程及び学習指導に関すること。
- ・ 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- ・ 校長、教頭その他教育関係職員の研修に関すること。
- ・ 児童及び生徒の保護、安全に関すること。
- ・ 学校その他教育機関の環境衛生の指導に関すること。
- ・ 児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。
- ・ 学校の通学区域に関すること。
- ・ 育英資金給付基金に関すること。

2 こども未来課

- ・ 子育て支援に関すること。
- ・ 認定こども園に関すること。
- ・ 保育所に関すること。
- ・ 幼稚園に関すること。
- ・ こども医療費に関すること。
- ・ 地域型保育に関すること。
- ・ 児童手当に関すること。
- ・ 母子家庭等に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園職員の人事に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- ・ 幼稚園、保育園及びこども園の教育財産並びに施設の管理に関すること。
- ・ 子育て支援センターに関すること。

- ・ こども交流センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 放課後児童会に関すること。
- ・ ファミリー・サポート・センターに関すること。
- ・ 少子化対策に関すること。
- ・ 未来人定住応援事業に関すること。
- ・ 子ども・子育て総合相談窓口の開設及び運営に関すること。

3 生涯学習課

- ・ 社会教育事業の企画及び調整に関すること。
- ・ 生涯学習事業の推進に関すること。
- ・ 社会教育関係団体等の指導育成に関すること。
- ・ 文化財に関すること。
- ・ 文化行政及び余暇に関すること。
- ・ 青少年健全育成の総合調整及び推進に関すること。
- ・ 青少年相談に関すること。
- ・ 男女共同参画社会の推進に関すること。
- ・ 女性の地域活動の促進に関すること。
- ・ コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- ・ 町民図書館の管理及び運営に関すること。
- ・ 町営駐車場の管理に関すること。
- ・ 文化振興事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 文化センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 文化団体の指導育成に関すること。

4 学校給食センター

- ・ 物資の購入に関すること。
- ・ 施設、設備及び労務に関すること。
- ・ 経費その他一般事務に関すること。
- ・ 献立作成、調理指導、衛生管理、栄養の調査、研究に関すること。
- ・ 調理に関すること。
- ・ 輸送に関すること。

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
長泉町教育委員会 教育推進課

TEL : 055-989-5529

FAX : 055-989-5993

URL : <http://japan.nagaizumi.org>

E-mail kyouiku@town.nagaizumi.lg.jp